

福島県と関東学院大学との包括的な連携に関する協定

令和4年9月16日

福島県（以下「甲」という。）と関東学院大学（以下「乙」という。）は、次とのおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、地域の様々な課題を迅速かつ適切に対応し、東日本大震災からの復興及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙とは、次に掲げる事項について、相互に連携協力する。

- (1) 知的資源、人材及び諸施設の活用に関すること
- (2) 防災・減災・復興に関すること
- (3) 福島の食の発信に関すること
- (4) 人材の育成に関すること
- (5) SDGs の推進に関すること
- (6) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の具体的な内容及び実施方法については、甲乙両者で協議し定めるものとする。

（協定の期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれからも書面による意思表示がないときは、本協定は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めの無い事項又は本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、その対応を決定するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各1通を保管する。

甲 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県

福島県知事

内堀 雅雄

乙 神奈川県横浜市金沢区六浦東1丁目50番1号

関東学院大学

学長

小山 崇也